

議提第9号

まちづくり交付金制度の堅持を求める意見書

会議規則第14条の規定により、まちづくり交付金制度の堅持を求める意見書を次のとおり提出する。

平成21年12月16日 提出

提出者	北本市議会議員	桂	祐司
賛成者	北本市議会議員	串田	英夫
賛成者	北本市議会議員	岸	昭二
賛成者	北本市議会議員	島野	和夫
賛成者	北本市議会議員	福島	忠夫
賛成者	北本市議会議員	黒澤	健一
賛成者	北本市議会議員	阪井	栄見子
賛成者	北本市議会議員	加藤	勝明
賛成者	北本市議会議員	横山	功
賛成者	北本市議会議員	伊藤	堅治
賛成者	北本市議会議員	大澤	芳秋

北本市議会議長 高橋節子様

## まちづくり交付金制度の堅持を求める意見書

まちづくり交付金は、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るため平成16年度に創設された制度である。

今般、行政刷新会議で議論され、事業仕分けにより地方移管とされた国土交通省のまちづくり交付金については、北本市の南部地域をはじめ、新駅周辺の社会資本整備事業等に大きく影響を及ぼすものである。

特に当該交付金は、長年にわたり多くの市民が望むJR高崎線桶川・北本駅間新駅設置事業における駅舎本体の整備に深く関連している。

行政刷新会議における事業の仕分けは、専ら国からみた無駄の排除や国の予算の財源確保という観点からのみ行われるものであってはならない。権限も責任も不明確な民間の仕分け人も加わり、わずか1時間の議論で出された判断は拙速で、財務省が政治主導を演出する「歳出削減ありき」のパフォーマンスとも言える。

政府は、改めて当該交付金制度創設の経緯と意義や事業のあり方について十分認識し、まちづくり交付金制度を堅持することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

### 【提出先】

内閣総理大臣・国土交通大臣・内閣府特命担当大臣（行政刷新）